**鶴ヶ島市からのお知らせ**

川越新聞記者会の皆さんよろしくお願いします

**タイトル**

中学生が模擬裁判員体験　～裁判員になってみよう～

**日　時**

令和４年１２月８日（木）１０時５０分～１２時４０分（３～４校時）

**場　所**

鶴ヶ島市立南中学校体育館（南町一丁目２７番１号）

**内容・経緯**

埼玉弁護士会所属の弁護士から「中学生に裁判の仕組み等を理解してもらう出前授業の実施」の提案をいただいたため、南中学校の生徒が参加する「模擬裁判」を実施します。

**事業のポイント**

①　『万引きをして逃げるとき、追いかけてきた人に暴行し、負傷させた』という仮の事案について、中学3年生の生徒が、裁判員となって裁判に参加します。体育館のステージ上で繰り広げられる法廷の様子を参観し、執行猶予をつけるかどうかについて、生徒が概ね４人程度のグループとなって協議し、その結果を発表する学習を行います。

②　被告人・検察官・弁護人・裁判官役を全て本物の弁護士が行い、臨場感のある法廷が体育館で再現されます。

**対象**　南中学校３年生（８６名）

**講師**　埼玉弁護士会所属の弁護士ら７名

**目標**　社会科「公民的分野」

模擬裁判の学習活動を通じて、裁判の役割と国民の司法参加の意義について考え、意見をまとめる。

**担当部署**

教育部学校教育課指導担当　坂井（さかい）、唐島田（からしまだ）

**連絡先**

電話０４９－２７１－１１１１ （内線５２４）

E-mail 10800020＠city.tsurugashima.lg.jp